

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第44号 発行日：平成31年4月30日
発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

2019公害団体合同旗びらき

平成31年1月11日、東京四ツ谷の主婦会館プラザエフにおいて、2019年公害団体合同旗びらきが行われました。主催者、来賓あいさつに引き続き、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団森正直団長ら代表者によって、鏡びらきが行われました。

その後、全国の公害被害原告団、弁護団、支援団体等の紹介とあいさつが行われました。

本弁護団からも、熊本弁護団から3名、東京弁護団から5名、近畿弁護団から2名の弁護士が参加しました。

水俣病研究交流集会でノーモア報告

平成31年1月12日、13日の2日間にかけて、「第14回水俣病事件交流集会」が水俣市で開催されました。ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団からは、高峰真弁護士が、13日、訴訟の現状と課題、今後の方針を説明しました。

東京訴訟第18回弁論期日

平成31年1月16日、東京地方裁判所において、ノーモア・ミナマタ東京訴訟の第18回弁論期日が行われました。

尾崎俊之東京弁護団長は、法廷で、いわゆる神経学会の問題（※詳しくは右記事参照）について「日本神経学会の回答書について、被告国の環境省特殊疾病対策室からの照会に応じた形で作成されたという手続の点に大いに疑義がある。回答書に記載された内容についても反論する予定である。」と力強く述べました。

神経学会問題とは！？

被告国は、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟において、「メチル水銀中毒症に係る神経学的知見に関する意見照会に対する回答」という日本神経学会の見解をまとめた書面を書証として提出しました。この「回答」では、①神経内科専門医により診察が必要、②症候は変動することはない、③曝露から発症までは「数か月からせいぜい数年」という考え方が医学的に定説、などとされ、訴訟における被告国側の主張を追認するような内容となっています。また、この「回答」は、環境省からの意見照会を受けてわずか3日で作成されたもので、しかも医学的にも論争がある点について、到底同学会内で正当な手続に則って意見を集約したものとは考えられません。

私たちノーモア・ミナマタ全国連は、平成31年1月25日、日本神経学会に対して公開質問状を提出しましたが、現在まで納得できる回答は得られていません。

熊本訴訟第27回口頭弁論

平成31年1月25日、熊本地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の第27回口頭弁論期日が開かれました。

私たちは、国の環境行政の在り方を厳しく非難する準備書面を陳述しました。その中で、認定制度のいわゆる昭和52年判断条件が科学的根拠もなく不当に厳しすぎ、水俣病被害者の切り捨てにつながっていると主張しました。また、これとあわせて、村山雅則弁護士が、いわゆる神経学会問題を鋭く指摘し、国の姿勢を追及しました。

証拠としては、法律学の権威である淡路剛久教授、吉村良一教授、渡邊知行教授、吉田邦彦教授が作成した法学意見書を提出しました。この意見書では、疫学の理論を裁判の場でも適用すべきとの専門的な見解を立証します。



「死なんと治らんとかね」

法廷では、第12陣原告の川辺行雄さん（鹿児島県阿久根市）と折口踊子さん（鹿児島県阿久根市）が水俣病の被害を訴えました。

川辺さんは、指先がしびれ大工の仕事をまかせてもらえず、「あいつはダメだ。使いものにならん。」と言われ悔しい思いをしたエピソードなどを述べました。

折口さんは、包丁を落として足を縫う怪我をしたこと、いつも櫛を落としてしまい理容師として困っていること、お客さんの髪の毛が爪の間に刺さり化膿することもあることなどのエピソードを語りました。夫も同じような症状で、医者に診てもらっても原因が分からないと言われ続けてきました。最近では夫と「死なんと治らんとかね」と慰め合っているそうです。

【今後の予定】

- | | |
|-------|------------|
| 5月22日 | 熊本訴訟第28回弁論 |
| 5月31日 | 東京訴訟第19回弁論 |
| 6月12日 | 近畿訴訟第17回弁論 |

とある弁護団員のヒトリゴト

数年前人間ドックを受けたら医者に見真面目な顔で「飽食の現代では生きにくいカラダ」と言われました。要するに栄養分を吸収して体に貯め込む能力が高い体質らしいです。氷河期に生まれていればひとり生き残っていたかもしれません。（熊本弁護団・中村輝久）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1
扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)
電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>